

主な医療費助成

【子ども医療費助成（マル乳、マル子、マル青）】

乳幼児、児童、および高校生相当年齢の子どもが健康保健診療でかかった医療費の自己負担分を助成します。

担当窓口：子育て応援課 コールセンター☎0570-08-8105

【難病医療費等助成】

認定疾病にかかる医療費のうち、各種健康保険を適用し、その自己負担額の一部を助成します。

対象者：国または東京都が医療費助成の対象とする指定難病に該当し、その認定基準を満たしている方。

担当窓口：障害者福祉課 援護係 ☎042-335-4162

【小児慢性特定疾病医療費助成】

医療費について各種健康保険の自己負担分の一部を助成します。

対象者：対象疾病にかかっており、かつ認定基準員該当する方。

担当窓口：障害者福祉課 援護係 ☎042-335-4162

主な障害手当等

【障害児福祉手当（国）】

重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方。

月額：15,690円

担当窓口：障害者福祉課 援護係 ☎042-335-4162

【重度心身障害者手当（都）】

重度の知的障害で著しい精神症状を有する方、重度の知的障害と重度の身体障害を有する方、重度の肢体不自由で四肢機能障害の方。

月額：60,000円

担当窓口：障害者福祉課 援護係 ☎042-335-4162

【心身障害者（児）福祉手当（都・市）】

①身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1～3度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の方。

※20歳未満で保護者が児童育成手当の障害手当を受給している方は対象外です。

月額：15,500円

②身体障害者手帳3・4級の方、愛の手帳4度の方。

※上記①の手当、20歳未満で保護者が児童育成手当の障害手当を受給している方は対象外です。

月額：7,500円

担当窓口：障害者福祉課 援護係 ☎042-335-4162

【特別児童扶養手当（国）】

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で看護、養育している父母等。

月額：重度障害児55,350円 中度障害児36,860円

担当窓口：障害者福祉課 援護係 ☎042-335-4162

【児童育成手当（障害手当）（都）】

20歳未満で心身に障害があり、その程度が次のいずれかに該当する児童を養育している父・母または養育者の方。

(1)愛の手帳1～3程度の児童

(2)身体障害者手帳1・2級程度の児童

(3)脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童

(4)特別児童扶養手当を「知的障害」または「知的及び精神」で認定されている児童

月額：15,500円

担当窓口：子育て応援課 コールセンター☎0570-08-8105



医療的ケアを必要とする お子様とご家族の皆様へ（案）

医療的ケアが必要なお子様が利用できるサービスや
相談先をまとめたリーフレットを作成しました。
ささいな事でも、まずはご相談ください。

府中市

